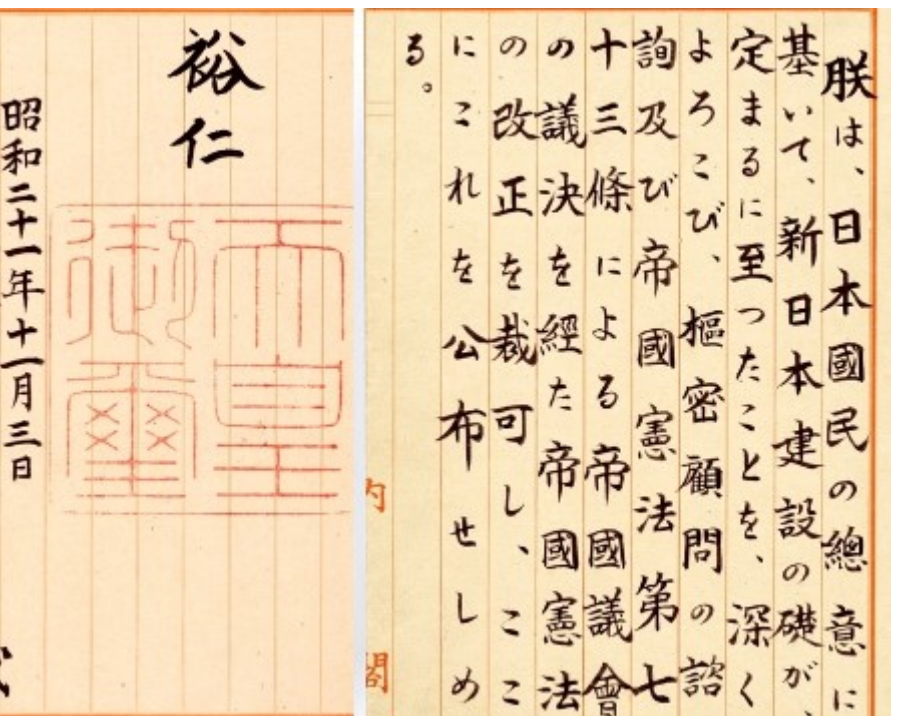


朕は、日本國民の總意に基いて、
新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、
樞密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條による
帝國議會の議決を経た帝國憲法の改正を裁可し、
ここにこれを公布せしめる。

裕仁

御名御璽

昭和二十一年十一月三日



内閣總理大臣兼

外務大臣 吉田茂

國務大臣 男爵 幣原喜重郎

司法大臣 木村篤太郎

内務大臣 大村清一

文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田博雄

國務大臣 斎藤隆夫

逓信大臣 一松定吉

商工大臣 星島二郎

厚生大臣 河合良成

國務大臣 植原悦二郎

運輸大臣 平塚常次郎

大蔵大臣 石橋湛山

國務大臣 金森徳次郎

國務大臣 膳桂之助